

◎対象者

事業名	補助対象者	
『危険な空家等除却事業』	①個人が所有するもの ②町税等の滞納がない方 (同一世帯に属するものを含む。)	①補助対象物の登記事項証明書等に所有者として記録されている方、またはその相続人 ②①より委任を受けた方
『危険なブロック塀等除却事業』		①補助対象物の所有者またはその相続人 ②①より委任を受けた方
『危険な樹木伐採事業』		

◎対象物

事業名	補助対象者
『危険な空家等除却事業』	①条例第8条1項の規定により指導、または助言を受けていること。もしくは、指導、または助言の必要なもの。 ②床面積が20平方メートル以上であること。 ③所有権を除く物権または賃借権が設定されていないこと。 ④所有者等が故意に破損させた空き家でないこと。 ⑤「空家危険度調査票」の採点の合計が40点以上であること、もしくは昭和56年以前の建物で「空家等実態調査・外観調査票」の総合評価がA、またはB以外であること。
『危険なブロック塀等除却事業』	①道路等や児童利用施設等に面しているブロック塀等であること。 ②安全性が確認できないブロック塀等であること。(町の調査により、除却等の指導が必要なもの) ③撤去するブロック塀等の高さは、地面から概ね1m以上のもので、延長が概ね3m以上であること。
『危険な樹木伐採事業』	①強風等により倒木した場合に危険となる道路等や児童利用施設等、住宅等より概ね20mの範囲に面している樹木であること。 ②直径が概ね20cm以上で、かつ樹高が概ね5m以上であること。

◎対象となる経費

事業名	補助対象者（※経費とは消費税込みの金額）	
『危険な空家等除却事業』	①補助対象者が発注する補助対象物の工事等であること。	
『危険なブロック塀等除却事業』	②建設業法許可業者等が請け負う工事等であること。 ③八峰町登録業者(※)が請け負う工事等であること。 ④交付決定後に着手し、申請年度内に実績報告が可能な工事等であること。 ※「八峰町登録業者」とは… 八峰町に一般競争(指名競争)参加資格申請書を提出し、資格審査委員会により登録された業者、または小規模修繕等登録業者のことです。 ※次に掲げる経費等については補助対象としません。	①ブロック塀等の解体処分等に係る工事等であること。 ②除却後、再設置する場合において、安全なフェンス等の設置に係る工事等であること。
『危険な樹木伐採事業』	①公共工事の施工に伴う補償費の対象になっている場合 ②建て替え、および土地を売買するための工事等である場合 ③補助金の交付が適当でないと認められる場合	伐採後の切株の高さが、概ね50cm以下になる工事等であること。

その他申請書類など、詳しくは町ホームページをご覧ください。か、下記担当までお問合せください。

■問合せ先 防災町民課 ☎76-4666



八峰町安全安心なまちづくり推進事業

町では、自然災害などによる空家やブロック塀等の倒壊、倒木等を未然に防ぐため、危険な構造物の除去や改修工事、危険な樹木の伐採等に対して補助金を交付します。

	危険な空家等(※1)	危険なブロック塀等	危険な樹木
補助対象物の定義	○個人が所有するもの		
	○町から指導等(※2)を受けていること。もしくは、指導等の必要なもの。 ○町内に存し、1年以上使用のない状態にあること。 ○床面積が20平方メートル以上であること。 ○所有権を除く物権または賃借権が設定されていないこと。 ○所有者等が故意に破損させた空家等でないこと。	○道路・児童利用施設等に面しているブロック塀等であること。 ○安全性が確認できないブロック塀等であること。 ○撤去するブロック塀等の高さは、地面から概ね1m以上のもので、延長が概ね3m以上であること。	○強風等により倒木した場合に危険となる道路・児童利用施設・住宅等より概ね20mの範囲に面している樹木であること。 ○直径が概ね20cm以上で、かつ樹高が概ね5m以上であること。
補助対象者	○町税等の滞納がない方		
	(1) 補助対象物の登記事項証明書に所有者として記録されている方、またはその相続人 (2) (1)より委任をうけた方	(1) 補助対象物の所有者、またはその相続人 (2) (1)より委任をうけた方	
補助対象工事	○建設業法許可業者等(※3)が請け負う工事等であること。 ○八峰町登録業者(※4)が請け負う工事等であること。		
	○補助対象者が発注する危険な空き家の除却工事であること。	○補助対象者が発注する危険なブロック塀等の除却・改修工事であること。 ○(再設置する場合)関係法令の基準を満たす安全なフェンス等の設置に係る工事等であること。	○補助対象者が発注する危険木の伐採作業であること。 ○伐採後の切株の高さが、概ね50cm以下になる工事等であること。
補助金額等	○対象工事費×1/2 (上限: 500,000円) (※5)	○対象工事費×1/2 (上限: 300,000円)	○対象工事費×1/2 (上限: 200,000円)
申請等に関して	併用可能 (それぞれの支援事業を利用することができます。)		
	○申請: 複数回可 限度額に達するまでは、複数回に分けて申請することが可能です。		

(合計の最大) 100万円

- 《用語の定義》
- (※1) 空家等
空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第2条に定義する空家等。
 - (※2) 指導等
八峰町空き家等適正管理に関する条例第8条の規定に基づく指導または助言のことをいう。
 - (※3) 建設業法許可業者等
建設業法別表に掲げる土木工事業、建築工事業もしくはとび・土工工事業に係る同法第3条第1項の許可を受けた者、または建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第21条第1項の登録を受けた者をいう。
 - (※4) 八峰町登録業者
八峰町に一般競争(指名競争)参加資格申請書を提出し、資格審査委員会により登録された者、または小規模修繕等登録業者をいう。
 - (※5) 過去に、八峰町空家除却推進事業(平成26年度～平成30年度)の交付を受けている場合は、50万円から当該部分を減じた額が補助金の上限額となる。

重要 予算がなくなり次第、終了します。